

第 181 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成 29 年 7 月 24 日 (月曜日) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- (2) 場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 13 名

会長 南 正 昭
委員 岩 崎 友 一
委員 佐々木 努
委員 柳 村 一
委員 武 田 平 八
委員 上 田 吹 黄
委員 遠 藤 一 子
委員 佐々木 祐子
委員 佐 藤 義 伸 (代理 佐々木 一 徳)
委員 木 内 岳 志 (代理 浅 沼 慶 二)
委員 尾 関 良 夫 (代理 結 城 晃)
委員 津 田 修 一 (代理 十 枝 内 美 範)
委員 高 橋 真 裕 (代理 高 橋 敏 樹)

3 議事

○事務局 (都市計画課計画整備担当課長)

ただ今から、第 181 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 13 名の御出席をいただいております。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

それでは、初めに、岩手県県土整備部道路都市担当技監の遠藤から御挨拶申し上げます。

○事務局 (道路都市担当技監)

岩手県県土整備部道路都市担当技監の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、第 181 回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、都市計画を始めとしまして県行政の運営に対しまして、特段の御指導、御協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本日は、お手元の議事次第にありますとおり、北上都市計画道路の変更について、同じく北上市にあります産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、陸前高田都市計画今泉地

区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画案に対する意見書の審査について、この3件を御審議いただくこととしております。

委員の皆様方におかれましては、きたんのない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、新委員を御紹介させていただきます。

岩手県町村議会議長会会長 武田 平八委員でございます。

東北財務局盛岡財務事務所長 佐藤 義伸委員でございます。本日は、東北財務局盛岡財務事務所管財課長 佐々木 一徳様に代理出席いただいております。

東北農政局局長 木内 岳志委員でございます。本日は、東北農政局農村振興部農村計画課課長補佐 浅沼 慶二様に代理出席いただいております。

東北地方整備局局長 津田 修一委員でございます。本日は、岩手河川国道事務所副所長 十枝内 美範様に代理出席いただいております。

岩手県公安委員会委員長 高橋 真裕委員でございます。本日は、岩手県警察本部交通規制課長の高橋 敏樹様に代理出席いただいております。

本日は所用により御欠席されておりますが、東北経済産業局産業部長 佐久間 恵二委員が任命されております。

それでは議案の審議に移る前に、会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

座ったままで失礼いたします。岩手大学の南と申します。よろしく願い申し上げます。

昨日ぐらいから大変な豪雨で、河川氾濫等も心配されたところですが、岩手の方は比較的、まだこれから心配なところはありますが、現状では大きな被害に至っていないというのを聞いております。

昨日、四十四田ダムも見に行ってきましたが、放流をしておりまして、水位も大変上昇しておりました。

ダムの河口を見に行ったのですが、随所で河川の水位が上がっている様子が見受けられました。1つ1つのこういう災害等で守れるもの、道路やダムや河川などのインフラの重要性を改めて強く感じました。本日は、率直に災害に繋がるというわけではございませんが、2つの大切な都市計画の案件が出ております。みなさんからのきたんのない御意見よろしく願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

それでは議案の審議に移りますが、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

○会長

それでは、早速議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画

審議会の公開に関する方針」に基づき、原則公開することとしています。

案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただ今説明があったように、全面公開といたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

（異議なしの声がある時）

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。

○会長

それでは、本日の議案審議に入ります。

【議案第1号】

○会長

議案第1号「北上都市計画道路の変更について」を上程いたします。
事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号、北上都市計画道路の変更について、御説明します。

議案書は1ページ、計画書は3ページ、図面は5ページから6ページとなります。

説明は正面のプロジェクターを使用しますので、スクリーンを御覧ください。

なお、お手元にパワーポイントの画面と同じものを印刷してお配りしていますので、併せて御覧ください。

初めに、北上都市計画道路の概要と変更路線について、説明します。

北上都市計画道路は、計44路線、総延長約101kmが都市計画決定されており、改良率は約61%となっています。

このうち今回変更する路線は、赤線に表示している。舘曾山線、飯豊赤坂線、林崎柳田線の3路線となります。

次に路線ごとの変更内容について、説明します。

今回の案件のうち、主な変更となるものは林崎柳田線の変更となります。林崎柳田線は、北上市西部の江釣子地区と市街地を結び、国道107号を補完する機能を有する路線であり、現時点では未整備となっております。

今回、変更するのは、一部区間の線形、幅員、起点・終点の位置、路線名称となります。
次に、変更内容について、説明します。

林崎柳田線は都市計画道路飯豊赤坂線と交差する路線です。

通行車両の安全性を考慮し、路線の交差する角度を見直すことにより、交差点位置を北側に変更し、道路線形を変更するものです。

また、林崎柳田線の幅員は 12m で決定したのですが、車両の停車や歩行者等の円滑な通行を考慮し、路肩や歩道の幅を広げ、16m の幅員に変更するものです。

次に、起点と終点位置の変更について、説明します。林崎柳田線の起点部は国道 107 号と交差する手前でカーブする線形となっています。

今回の変更では、通行車両の安全性を考慮し、このカーブの曲線をより緩やかにするものです。

このことから、国道 107 号との交差位置が約 100m 東側に変更となるため、起点の位置が変更になるものです。

変更前の終点の位置は、旧北上市と旧江釣子村との境の位置となっています。

平成 3 年 4 月の市町村合併以前に都市計画決定したものであり、今回、路線の終点位置を国道 4 号との交差部にするものです。

また、これらにより、路線延長は 1,950m から 2,310m になり、終点位置が変わることにより、路線の名称も林崎柳田線から林崎蒲谷地線に変更するものであり、併せて車線数を 2 として定めるものです。

続いて、館曾山線について、説明します。館曾山線は市街地の北側を東西方向に通る 4 車線の路線であり、おおむね整備が完了しております。

沿道には商業施設や住宅が建ち並んでおり、路線の一部は国道 107 号の区間となっています。

今回変更するのは、先程御説明した林崎柳田線の変更に伴い、終点位置、延長、路線名称を変更するものです。

終点位置の変更は、林崎柳田線の終点位置の変更に伴い、旧市町村境を終点位置としていたものを国道 4 号との交差部に変更するものです。

これにより、路線延長は 3,860m から 3,360m になり、路線名称を館曾山線から館蒲谷地線に変更するものであり、併せて車線数を 4 として定めるものです。

続いて、飯豊赤坂線について説明いたします。飯豊赤坂線は、流通センター付近を通り、国道 4 号と並行し市内を南北に通る路線であり、和賀川から北側はおおむね整備済み、和賀川から南側は未整備となっております。

今回、変更するのは、林崎柳田線との交差点部と延長であり、林崎柳田線の線形変更に伴い、交差点位置と区域を変更するものです。

また、全体延長の精査により、路線延長は 12,310m から 12,290m になり、併せて車線数を 2 として定めるものです。

次に、都市計画変更に係る手続の状況について御説明します。

平成 29 年 2 月 10 日に北上市長より都市計画道路変更について申出があり、手続の開始をしました。

その後、都市計画の変更素案の作成を行い、北上市の広報誌等により周知を図るとも

に、4月18日に北上市役所にて説明会を開催しています。

その後、5月24日から6月7日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けましたが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

また、関係機関への協議として、北上市への意見聴取、国土交通大臣への事前協議、将来管理者への協議を行っていますが、いずれも「異存なし」との回答を得ています。

以上で議案第1号 北上都市計画道路の変更に関する説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願いします。

○会長

ただ今説明のありました議案第1号について、御審議願いたいと存じます。

御意見、御質問はございませんか。

(意見、質問なし)

○会長

よろしいでしょうか。ないようですので、採決に移りたいと思います。

それでは、議案第1号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、原案のとおり可決確定いたします。

【議案第2号】

○会長

議案第2号「産業廃棄物処理施設(北上市)の敷地の位置について」を上程いたします。
事務局から議案の説明を求めます。

○事務局(建築指導担当課長)

議案第2号、建築基準法第51条ただし書の規定による「産業廃棄物処理施設(北上市)の敷地の位置について」御説明いたします。

お手元の議案書に沿って、またスライドも交えて御説明いたします。

なお、スライドと同様の資料をお手元にも準備させていただいておりますので、適宜御覧いただければと思います。

まず議案書8ページを御覧ください。本議案は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づきまして、産業廃棄物処理施設の設置につきましては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めた場合は、許可することとされております。

本日の都市計画審議会におきまして、当該施設の設置に都市計画上支障が無いか、本審議会に付議したものでございます。

議案書9ページを御覧ください。施設の敷地の位置は、北上市稲瀬町字福田地地内にあります。施設は、産業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設を兼ねたごみ焼却施設であり、焼却するごみの種類は、汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物、一般廃棄物となっております。

一時間当たりの処理能力につきましては、御覧のとおりとなっております。

申請者は、株式会社有田屋です。当該施設の老朽化に伴い、施設の更新を行うに当たり、焼却処理する廃棄物の種類を追加、及び処理能力の変更を計画しているものです。

当該施設はごみ焼却施設であり、焼却するごみの種類と処理能力の変更に合わせ、設置する焼却炉の火格子面積が2㎡以上とする計画であることから、建築基準法施行令第130条の2の2に規定する処理施設に該当し、敷地の位置の制限を受けることから、法第51条ただし書許可の申請が必要となり、許可申請がなされたものでございます。

スライドの3ページを御覧いただき、建築基準法の解説をさせていただきます。

建築基準法の第51条におきまして、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないこととされていますが、ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等については、この限りでないとされています。

「その他政令で定める処理施設」につきましては、建築基準法施行令第130条の2の2に規定されており、一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を指しております。

四角で囲まれた箱の中を御覧ください。第2号のイに、その他で定める処理施設といたしまして、廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設と定められております。

スライドの4ページを御覧ください。今回は、産業廃棄物処理施設で、汚泥、廃油、廃プラスチック類などについて、青で記載しております数値以上の処理を行う施設となっていることから、「その他政令で定める処理施設」に該当するものです。

スライドの5ページを御覧ください。次に、都市計画決定と都市計画審議会の解釈について説明いたします。

都市計画決定につきましては、都市計画法第11条及び第15条、そして都市計画法施行令第9条第2項の規定によりまして、ごみ焼却場その他の処理施設で、都道府県が定めるものの一つに産業廃棄物処理施設があります。このことから、産業廃棄物処理施設は、県が定めることとなります。

スライドの6ページを御覧ください。2段落目に記載しておりますが、都市計画決定につきましては、長期的見通しの下で、都市において必要な施設を定めるものであるため、当該施設を総合的に勘案し、高い公益性と一定の継続性が担保されている必要があります。

今回の産業廃棄物処理施設は、民間企業が経済活動として実施するものであり、高い公益性や一定の継続性が担保されているものではないことから、都市計画決定になじまないものです。

今回、市街化の傾向のない場所に位置し、比較的小規模で周囲に及ぼす影響が少ないことなどから、建築基準法第51条のただし書き許可として取り扱うこととしたものでございます。

都市計画審議会につきましても、都市計画に定めるものが県である場合には、県都市計画審議会の議を経る必要があります。

スライドの7ページを御覧ください。こちらは、施設の能力の一覧となります。

では、議案書に戻ります。議案書の10ページを御覧ください。こちらは申請地周辺の付近見取図でございます。

申請地は、北上川から東へ約3km、一般国道107号から南へ約4kmの位置になります。

申請地へは、主に西側の主要地方道一関北上線から市道を通る経路となります。

議案書11ページを御覧ください。こちらは、申請地を中心として300m、500mの位置を赤で示したものでございます。付近300m以内には、学校、病院、住宅群は存在しておりません。

議案書12ページを御覧ください。こちらは、現状敷地の状況です。

敷地内には、事務所をはじめ、保管庫、作業場が設置され、現在は、既存の焼却炉も稼働しております。

議案書13ページを御覧ください。こちらは、現況写真です。

現地調査を行い、敷地内に存在する建築物や工作物の状況等について確認し、現状の状況を把握したところです。

すべての建築物、工作物につきまして、建築基準法に基づく手続は行われており、適法状態にあることを確認しております。

議案書14ページを御覧ください。こちらは更新後の配置計画図でございます。今回、審議会に付することとなりましたごみ焼却施設は、赤色で囲いました「⑮焼却炉・ガス冷却室」の位置でございます。

敷地内には、焼却炉のほかに、廃棄物ヤードなどを設置する予定としており、更新時の建築物は全部で14棟となる予定です。

議案書15ページを御覧ください。こちらは、ごみ焼却施設の平面図と立面図となります。

議案書16ページを御覧ください。こちらも、違う方向からの立面図となります。

議案書17ページを御覧ください。こちらは、ごみの受入れからごみ焼却後の灰搬出までの処理工程を示しております。

左から順に説明します。まず、①の受入れですが、焼却するごみを乗せたトラックは、一旦受け入れるごみの種類を確認し、計量を行います。

その後、②でごみの種類ごとに保管、貯留を行います。

続いて、③で焼却処理を行います。焼却した際に出る排ガスにつきましては、二次燃焼炉でさらに燃焼し、④でガス冷却を行います。そして、⑥で廃ガス処理としまして、活性炭・消石灰を吹き込みバグフィルタによりばいじん捕集した後、煙突を通じて大気へ放出します。

焼却に伴う灰ですが、⑤のように、コンベアによりコンテナに集め、最終処分場へ搬出します。以上が、今回の申請内容となります。

続きまして、申請内容の検討について御説明いたします。

議案書18ページを御覧ください。既に説明した内容が含まれておりますので、重複部分は除き説明させていただきます。

3 廃棄物処理施設の概要の(2)処理能力についてですが、表は更新前と更新後の能力を記載しております。

稼働時間は、既存施設と同様に24時間連続稼働予定としております。

議案書20ページを御覧ください。7ただし書許可に係る取扱いの検討についてです。主な内容につきまして、説明します。

(1)処理施設の計画についてです。計画敷地面積は4,255.06㎡で建ぺい率は14.04%と十分な空地を確保しており、駐車や資材の搬出入には特に支障がない状況です。

次に(2)環境及び公害についてです。①の発生交通量予測ですが、廃棄物の搬入車両として1日当たり約10台から20台の見込みで、周辺交通量への影響は少ないものと判断しています。

議案書21ページを御覧ください。③騒音及び振動についてですが、当該申請地は騒音・振動規制法の規制対象外の地域となっておりますが、環境配慮の観点から、騒音につきましては騒音規制法、振動につきましては振動規制法の規定における環境保全目標値を管理目標値と設定しております。

④大気汚染及び臭気についてですが、焼却は燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上となるよう運転し、冷却設備で200℃以下に冷却した後に活性炭・消石灰を吹き込みバグフィルタにてばいじん捕集するものです。

最終的に、公害防止法における公害防止基準値を下回る数値とし、排気することとされております。

以上から、建築基準法第51条ただし書き許可の判断の目安として昭和35年に建設省が作成した「計画標準(案)」について、23・24ページの各項目のとおり、おおむね適合していることから支障がないと判断いたしました。

議案書22ページを御覧ください。8関係機関の意見等についてです。

今回の施設更新に伴い、岩手県環境生活部資源循環推進課から今年5月23日に廃棄物処理法に基づく設置許可を得ております。

その後、当課との許可手続を行う過程で、排水設備におけるルートの変更と、廃棄物ヤードを増築から新築に見直すこととなり、現在、申請者と資源循環推進課が調整を行っているところです。近日中に協議が整う見込みであることを確認しています。

その他、すべての関係機関から、関係法令について、適法、支障なしとの意見をいただいているところです。

なお、当該施設は一般廃棄物処理施設も兼ねておりますので、7月12日に北上市都市計画審議会へ付議を行い、既に支障がない旨承認をいただいておりますことを報告します。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○会長

ただ今説明のありました議案第2号について、御審議願いたいと存じます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

○委員

いくつか確認したいのは11ページのところの300m、500mの範囲のところに黒い四角

部分は住宅がないものとして説明があったんですが、これらは、赤い線内に黒く四角いものがありましたけれども、これは住宅等の施設ではないのかというのが、まず一つ。

○事務局（建築指導担当課長）

300mから 500mの範囲の住宅等についてということでしょうか。23 ページを御覧ください。こちらの建設省での計画標準で示されている（6）のごみ焼却場のオとカですが、カでは付近 300m以内に学校、病院、住宅群又は公園はないこと。オでは、市街地及び将来市街化の予想される区域から 500m以上離れた場所を選ぶということとされています。

この基準に基づきまして、申請地は半径 500m以内には市街地・将来市街化の予想される地域はないと判断し、こちらの標準（案）に適合するという判断をしています。

○委員

計画標準では住宅群ではない、数軒、建物は 5 軒ありますが群としてはないということで、一応基準を満たしたということはわかりました。

この計画の規模が、処理能力が格段に上がったということですので、周辺に対する大気汚染等が気になるところです。（議案書の 23 ページの）表の 2-2 のところ、施設の（2）のところですが、24 時間稼動するというので、1 時間あたりの処理の能力が格段に高くなっていくことで、1 日 24 時間稼動すると分析がかなりあるのではないかとこのところがちょっと気になるので、その辺をどのように考えてらっしゃるかを伺いたい。

○事務局（建築指導担当課長）

こちらは当初設置されている能力から 1.5 倍以上の場合には許可にかかるということで、確かに今回は一部の廃油以外は能力アップ、もしくは新設という状況になっています。

環境面の基準につきましては、環境生活部資源循環推進課の方で、廃棄物処理法に基づく設置許可を得ておりますので、現行基準はクリアしていると理解しております。

補足ですが、近隣住民に対しては平成 27 年 12 月に地域住民、地域周辺住民、隣接地の所有者を対象として説明会を行っています。また、平成 28 年 1 月には区長を通じて地区公民館において、対象者全員に出席いただいて、特に反対の意見もなく、御理解いただいていると聞いています。

○委員

そのような見解はわかりました。1 つだけ教えていただきたいのですが、（議案書の）21 ページの 1 番下のところに法の規制値、あと自主規制値ということで法の規制値に対して下げた自主規制値を設定しているということはわかりましたが、この単位がよくわかりません。g/m³N とは、これは大気の別に対するものなのか、それは時間をかけたときにはどうなのか。どういう単位なのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（建築指導担当課長）

今日環境サイドの担当が来ていないので、後で調べてお答えすることでもよろしいでしょうか。

○委員

はい。わかりました。心配したのは一定の時間の中での規制値に対しては良くても 24 時間稼動で作成したときに超えることがないのかどうかということが気になったのでお聞きしました。

○会長

環境の先生がいらしてませんが、通常は環境基準に定める、形式的に加えるということではなく、ある時間に観測したときに基準値以下であるということが求められます。

北上市さんでモニタリング、環境基本計画に従って進められておりますけれども、そうした観測の仕方をしているんだろうと拝察しますが、専門家にお任せしたいと思います。

○事務局（建築指導担当課長）

併せて後でお調べしてお知らせしたいと思います。

○会長

その他いかがでしょうか。

○委員

（議案書の）22 ページの申請内容の検討結果について、建築基準法第 51 条は昭和 35 年に建設省が作成された結果と書いていますが、私にしたら昭和 35 年のものを今も引用されているのは、支障がないことになっていますが、平成 29 年の時代までずっとこれを基準にしてやっているのでしょうか。

○事務局（建築指導担当課長）

委員の御指摘は大分古くて今の時代どうなんだろうか、というお話だと思いますが、これまでも昭和 35 年の建設省計画標準を元に審査を行ってきたところです。当県以外でもこれが基準になっていると思います。施設の計画はケースバイケースでして、その都度、工夫した対応が必要になります。

本県ではこちらの計画標準をベースとして個別に審査を行っているところです。

○会長

その他いかがでしょうか。

○委員

今回の施設の処理方式について、ストーカ式ということで、建設の費用にも影響してくるのではないかと思うのですが、県内に類似施設はどのくらいあるのでしょうか。確認の意味でお聞きしたいと思います。

○事務局（建築指導担当課長）

すみません、これも手持ち資料にございませんので、後で確認してお知らせしたいと思います。

います。

○委員

実はストーカ式という処理方式は、費用からすればかなり安めに仕上げるということだと思います。いわゆる普通のゴミ処理の場合ですと、半生が出てくるという関係もありますので、類似施設があって、これまで問題がなかったということであれば、いいのかなと思います。ちょっと気になるところです。

○会長

確認して後で、個別で回答するというところでよろしいでしょうか。

○事務局（建築指導担当課長）

了解しました。

○会長

他に、何かございませんか。

（質問、意見なし）

○会長

よろしいでしょうか。それでは議案第2号について採決に移りたいと思います。いくつかの点について御返答をお待ちの部分もあるかと思いますが、現段階において採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

○会長

それでは、議案第2号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、原案のとおり可決確定いたします。

【議案第3号】

○会長

議案第3号「陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画案に対する意見書の審査について」を上程いたします。

事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第3号、陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地地区画整理事業に対する意見

書の審査について、御説明します。

議案書は 35 ページからとなっております。

説明は正面のプロジェクターを使って行いますので、スクリーンを御覧ください。

なお、スクリーンに映す資料は、お手元に配布しております資料と同じものです

初めに、土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の審査について、御説明いたします。

土地区画整理事業の事業認可における意見書の処理に対する手順については、まず、土地区画整理法第 55 条第 1 項に基づき、市町村が土地区画整理事業の事業計画を定めようとする場合、事業計画を 2 週間公衆の縦覧に供しなければなりません。

次に利害関係は、その事業計画に対して、土地区画整理法第 55 条第 2 項の規定により、事業計画の縦覧を終えた 2 週間後まで、つまり、4 週間の間に知事に対して意見書を提出することができます。

土地区画整理法第 55 条第 2 項の規定により意見書を提出できるものは、当該土地区画整理事業に関係のある土地等について権利を有する利害関係者に限られ、また、その意見は事業計画についてのものに限定されており、今回のような事業計画変更については、その変更に関係する部分に限り意見書を提出することができるかと解されております。

この意見書の提出期間において、知事に対して意見書の提出があった場合には、土地区画整理法第 55 条第 3 項の規定により、県都市計画審議会に付議しなければなりません。

県都市計画審議会に付議された意見書について、土地区画整理法第 55 条第 4 項の規定により、意見書を採択すべきと議決した場合は、知事が市町村に対し、事業計画について必要な修正を求めることとなります。

採択すべきでないとして議決した場合は、その旨を知事が意見書の提出者に通知することとなります。

事業計画の修正を求めた場合には、土地区画整理法第 55 条第 5 項の規定により、施行者は、事業計画について必要な箇所の修正を行い、政令で定める軽微な変更を除いて、再度、2 週間の縦覧と 2 週間の意見書の提出期間を設ける必要があります。

その間に意見書の提出があった場合には、再度、県都市計画審議会に付議しなければなりません。この一連の手続を繰り返すこととなります。

今回の陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書については、後ほど説明させていただきますが、1 通ございました。

それでは、事業箇所について御説明します。

今泉地区は、広田湾を望む陸前高田市気仙町の北部に位置し、市街地は東側に二級河川気仙川、西側を愛宕山をはじめとする山林に囲まれ、北側は農地、南側は 45 号に接する地区です。

対岸には、『日本百景』の一つ、7 万本の松と白い砂浜で白砂青松と評された名勝「高田松原」を擁する高田地区があり、旧陸前高田市役所や JR 大船渡線陸前高田駅を中心に市街地が形成されておりました。

隣接する高田地区と併せて、今回の東日本大震災津波により甚大な被害を受けた地区です。

意見書を審査いただく前に、本事業の経緯等について御説明いたします。

まず、土地区画整理事業について、事業制度の概要を御説明させていただきます。

土地区画整理事業は、道路、公園、河川などの公共施設整備を行う必要がある、一定の区域において、『減歩』と呼ばれる地権者から権利に応じた土地を提供してもらい、その土地を集約し、道路、公園、河川等の公共施設に充てるほか、一部を保留地として売却し、事業資金の一部に充てて宅地及び公共施設の整備を行うことにより宅地利用の増進を図ることを目的としてなされる面的な総合整備を行う事業制度です。

次に、今泉地区における土地区画整理事業についての都市計画に係る経過について御説明いたします。

当初、平成 24 年 2 月 8 日に高台部の先行区域 41.7ha について土地区画整理事業の都市計画決定を行いました。

その後、全体区域へ拡大する変更を平成 25 年 2 月 26 日に、さらに、平成 25 年 11 月 26 日には整備計画の具体化に伴う見直しを行い、次いで平成 27 年 1 月 20 日に都市計画道路町森の前線、三本松相川線の都市計画変更及び三陸縦貫自動車の詳細設計を反映し、土地区画整理事業の施行区域面積を 124.5ha とする都市計画の変更を行っています。

続きまして、事業計画についての経過を御説明します。

平成 24 年 9 月 26 日に先行高台地区 41.7ha について事業計画の決定を行いました。

平成 26 年 2 月 28 日の事業計画変更では、他の高台や平地部を含め約 113ha の全体区域へ拡大する変更を行っています。

平成 27 年 12 月 11 日の事業計画変更では、造成計画の見直しにより 113ha から 112.4ha に区域を縮減する変更を行っています。

平成 28 年 6 月 13 日の事業計画変更では、土地利用計画及び資金計画の変更を行っております。

今回の変更は、関係機関との協議を経たあと、平成 29 年 3 月 24、25 日の両日に事業計画案についての説明会を行い、3 月 28 日から 4 月 10 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しました。

縦覧者は 16 名で、4 月 24 日までの意見書提出期間内に 1 通の意見書が提出されております。

ここで、提出された意見書が、意見書としての要件を満たしているかについて御説明いたします。

まず、「利害関係者から提出された意見書か・・・」につきましては、調査の結果、今回の意見書提出者は当該土地区画整理事業に関係のある土地について権利を有する者でございました。

次に、内容についてですが、当審議会に付議すべき「事業計画についての意見かどうか・・・」という点については、事業計画に対する意見とは認め難いものも含まれておりましたが、より厳正に審査を期する意味で意見書を付議させていただいております。

では、当地区の事業計画変更（案）について説明させていただきます。

事業名称は、陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業です。

施行者は陸前高田市です。

この図は、変更前後の今泉地区の土地利用計画図を表しております。

全体的には、住宅地を中心とし、二級河川気仙川右岸沿いには農地、国道 45 号や国道

340号沿道には、商業・産業等の業務系の土地利用となっています。

右上の囲みにまとめておりますが、主な変更内容について説明します。

今泉地区は、白線で囲まれた平地部、赤線で囲まれた嵩上げ部と青線で囲まれております高台部を含む112.4haが事業区域となっております。

宅地についての主な見直し事項として、図面中の①の箇所についてですが、宅地の利用増進が図られるように、宅地の配置及び形状を変更するとともに、配置及び形状の変更に合わせた、道路及び公園・緑地の形状を変更しています。

次に、公共用地の主な見直しですが、図面中の②の箇所については土砂災害警戒区域の解消を目的とした、土石流対策工及び地山の切土抑制を行うため、三陸沿岸道路（三沿道）切土法面、緑地等の形状見直しを行っています。

図面中の③の箇所についてですが、平地部の雨水幹線の実施設計の精査による、雨水排水計画の見直しを行っています。また、計画の見直しに合わせた、道路法面、街区形状を変更しています。

施行面積は、112.4haで変更はございません。

関係権利者数は、平成29年1月末時点で358人、総事業費は645億円から760億3,900万円。その内訳としては、保留地処分金が2億円、公共施設管理者負担金が約128億円、市単独費が1,000万円となっており、それ以外は復興交付金が充てられております。

施行期間は、平成24年9月26日から平成31年3月31日までから、平成38年3月31日までに期間延伸を行います。

なお、今回変更する施行期間には清算期間5年を含みますので、実質的には、工事期間が2年間延伸となります。

また、減歩率ですが、合算減歩率は57.14%、公共減歩率は55.87%、保留地減歩率は1.27%となっており変更はございません。

それでは、いただいた意見書及び意見書に対する県の検討結果等について説明させていただきます。

本日配布しております、追加資料に意見書の要旨及び事業計画策定者の見解、意見書に対する県の検討結果をまとめておりますので、御参照ください。

意見書は1通ですが、意見の内容が大きく4つに分かれておりますので、分けて説明させていただきます。

1つ目の意見ですが、『道路の代替機能の廃止について』というものです。今泉地区の南部下流域と北部上流域を結ぶ道路は中井地区の今泉天満宮前の狭い場所しかない。以前よりその場所は水害に悩まされ、冠水により市道を通行できなくなることがあったが、気仙川の堤防を代替道路とすることで応急対策をしてきた。

今回、盛土をすることで水害の心配はなくなるが、大震災を経験し、道路が渋滞して避難が遅れたということがあるにもかかわらず、代替道路を廃止して国道340号の1本のみにするには問題ではないか、との意見です。

本意見に対する事業計画策定者である陸前高田市の見解について説明いたします。

今泉地区は、震災前から雨水排水処理に課題があったことから、雨水排水を配慮した事業計画としており、かさ上げ宅地や国道340号等を盛土することで、水害の危険性の低減を図っています。

また、東日本大震災クラスの津波を想定し、同程度の津波が発生した場合においては、高田松原の防潮堤等を越えても、かさ上げた宅地が浸水しない計画としており、併せて国道 340 号も同様に現況の地盤より 7 m から 10 m 程度盛土する計画としています。

なお、東日本大震災津波からの教訓から、市としてはより高台に避難する避難計画としており、今泉地区においては津波防災マップで、今泉天満宮付近の一次避難場所として、金剛寺高台や気仙成田山が指定されており、徒歩での避難が可能です。

以上が本意見に対する陸前高田市の見解です。

続きまして、県の検討結果ですが、本意見は事業計画に対する意見ではあるが、今回の変更内容に関する意見ではないと考えます。

国道 340 号は「津波に対する安全性と市街地の利便性を高める主要幹線道路」という位置付けで都市計画決定されており、また当該箇所は現況の地盤から 7 m から 10 m 程度盛土する計画としており、意見書にもあるように水害の心配はなくなります。併せて、今泉地区津波防災マップにおいて、今泉天満宮付近の一次避難場所として金剛寺高台や気仙成田山が指定されており、徒歩での避難が可能となっています。

2 つ目の意見ですが、『国道 340 号沿道の宅地の新設について』というものです。

今泉天満宮前については、道路の代替機能の廃止をやむを得ず認めたとしても、幅員を広げたり、側道をつけてもらうよう要望してきたところであるが、今回その場所に宅地を新たに設置する変更案が示された。

今泉天満宮前の道路を広く利用できるような計画に変更することこそ防災上大切であると考えており、今回の宅地を新たに設置する変更案に反対する。との意見です。

本意見に対する事業計画策定者の見解について説明いたします。

今泉地区は、防災上、東日本大震災クラスの津波を想定し、同程度の津波の場合は、かさ上げ宅地等が浸水しない計画としており、国道 340 号も同様に現況の地盤より 7 m から 10 m 程度盛土する計画としています。併せて、今泉地区津波防災マップにおいて、今泉天満宮付近の一次避難場所として、金剛寺高台や気仙成田山が指定されており、徒歩での避難が可能です。

土地区画整理事業では、土地の区画を整え宅地の利用増進を図ることを目的としています。今泉地区では、幹線道路に接する土地の区域が限られており、事業効果を一層高めるため、当該箇所に宅地を配置することとしました。今回の変更により、宅地の利用増進が図られると共に、国道 340 号沿道の利用促進にもつながると考えています。以上が本意見に対する陸前高田市の見解です。

続きまして、県の検討結果ですが、本意見は事業計画に対する意見であると考えます。

国道 340 号は津波に対する安全性と市街地の利便性を高める主要幹線道路という位置付けで都市計画決定されており、当該箇所は現況の地盤から 7 m から 10 m 程度盛土することにより防災面に考慮した計画となっております。

併せて、今泉地区津波防災マップにおいて、今泉天満宮付近の一次避難所として金剛寺高台や気仙成田山が指定されており、徒歩での避難が可能となっております。

また、今回の変更により区画整理事業の目的である宅地利用の増進が図られ、さらに国道 340 号沿道の利用促進にもつながることから変更内容は妥当であると認められます。

よって、本意見は採択すべきではないと考えます。

3つ目の意見ですが、『過去に提出した意見書に対する回答について』というものです。

第2回変更の際に提出した水害、土砂対策についての意見について、第176回岩手県都市計画審議会において「山の中の雨水が集まる箇所には土砂だめを造り、スクリーンを付けて土砂や枝葉が流れないようにする計画で、その設置箇所は、雨水が集まってくる沢の上流部5箇所程度に土砂だめ、スクリーンを設置する計画としている」と施行者の見解が示された。

その後、その詳細について説明を求めてきたが、1箇所については説明を受け、近隣住民と協議をしているが、未だ確定していないままである。

また、その他の箇所については区画整理区域外ということで、三陸沿岸道路の担当に押し付けている。先日、三陸沿岸道路の監督官を交えて話をしたところ、土砂の想定はしていなかったとの回答があり驚いた。このことで前回の意見書による指摘はほとんど無視され、5箇所どころか何もしていないままであることが判明した。これは県の都市計画審議会に虚偽の回答をしたのではないかと考える、との意見です。

本意見に対する事業計画策定者の見解について説明いたします。

水害、土砂対策に係る「土砂だめ」や「スクリーン」設置等の説明は、設計ができたところから随時行っているところです。

初めに、荒川・荒川沢の計画ができたことから、平成28年8月に意見書提出者に対し説明を行いました。

その他の箇所については、設計の見直しが必要となったことから、平成29年2月に説明を行ったところです。

現在、土地区画整理事業区域内外で設置の検討をしていることから、関係者及び関係機関と調整を図りながら事業を進めるとともに、今後も丁寧な説明に努めていきます。

以上が本意見に対する陸前高田市の見解です。

続きまして、県の検討結果ですが、本意見は事業施行者の説明経緯に対する意見であり、事業計画に対する意見ではないと考えます。

事業計画策定者である陸前高田市からは、今後も丁寧な説明に努めると聞いております。

4つ目の意見ですが、『今泉地区の歴史、生活、文化等の調査について』というものです。

当初から町を造るならその地区の歴史、生活、文化等を調べてからと要望した、との意見です。

本意見に対する事業計画策定者の見解について説明いたします。

本市では、復興計画に基づき、土地区画整理事業計画を策定しており、当初、復興計画を取りまとめるため、今泉地区の歴史、文化等についての調査を行っています。

また、土地区画整理事業を計画するに当たり、「陸前高田・今泉地区 明日へのまちづくり協議会」という、今泉地区の人を中心とした協議会からの要望等も取り入れています。現在も、まちづくりの景観等についての協議を進めているところです。

以上が本意見に対する陸前高田市の見解です。

続きまして、県の検討結果ですが、本意見は事業計画策定時における要望であり、事業計画に対する意見ではないと考えます。

以上、意見書の要旨と県の検討結果についての説明を終わります。

御審議の程、よろしく申し上げます。

○会長

ただ今説明のありました議案第3号について、御審議願いたいと存じます。
御意見、御質問はございませんか。

○委員

資料の1-2の「国道340号沿道の宅地の新設について」ですが、340号の他に側道をつけてほしいと要望してきたところが宅地になったことについて反対されているとありますが、(パワーポイントの)16ページの変更後、340号の東側の隅の黄色いところ、その宅地をさしているということでしょうか。

その位置を沿道として活用してほしかった、というものに対して、沿道がなくても避難が可能になっていますという回答ですが、今泉天満宮付近の一次避難所として金剛寺高台や気仙成田山が指定されていて、徒歩での避難が可能となっているということが、変更後の図面の中ではよく分かりません。

これはその地域の住民が避難する経路として、ということなのか、幹線の340号は一度何か起きたときに避難所に徒歩で歩ける経路がどのように想定されているのか、説明していただければと思います。

○事務局(都市計画課総括課長)

右側の変更後という図面の中で、丁字路の交差点の黄色い部分の宅地でございます。もう1つ(12ページに)航空写真で、航空写真の下に横断図があります。横断図とは断面を切ったものです。左が従来の横断図です。横断図の右側に少し凸状になっているのが堤防の管理用道路になっています。左側に市道があります。

今度の計画は、右側の横断図になりますが、赤で記したところまで盛って水害を防ぐというものになっています。道路の幅員は二車線道路となりますし、高さとしてもかなり高くなっています。

右側に気仙川がありますが、気仙川の水害でも水が被らないような道路となっておりますので、安全性は高くなっています。

それから、避難地ですが、この周辺の家からも逃げることはできますし、国道からの距離も少し迂回することにはなるとは思います。大体500mほどだと思っておりますので歩いて十分避難できる区域に入っている状況でございます。

○委員

道路の形状ということで、十分な高さがあるためにそこを通行している限りは水害を受けないで通行できると。

一次避難所にそこから例えば被災したときに渋滞になるのを心配してるという文章があったので、そこに車を停めて一次避難に逃げることはその道路から乗り上げるというか、そこを上がって行って高台に行くことが可能な道路の形態で、逃げられる形態が備えられていると考えていいのでしょうか。

○事務局（都市計画課総括課長）

そのとおりです。渋滞は交差点も少ないので、ほとんどしないのではないかと考えております。歩いて逃げるのが基本ですので、その点でも十分に歩いて逃げられる距離にあります。ここの国道を使って、若しくは市道を使って、避難できるルートにはなっております。

○会長

よろしかったでしょうか。その他はいかがでしょうか。

○委員

1-4に関し、これは事業計画に対しての意見ではないということで、ばっさり切られてはいるので、これを質問することも事業計画に対する質問ではないということになってしまいますけれども、やはり一番、意見者の方というか、住民の方としては切実な想いなのではないかなと思います。

全面的にはそのように処理をせざるを得ないのだと思いますが、実際、事業計画策定時における要望であるから、と書かれておりますので、その時点で十分に身を踏み入れた結果としての事業計画になったのかなということで、（陸前高田市の見解の）下に、この辺に関しては今泉地区の「明日へのまちづくり協議会」と地域住民が協議して、まちづくりを推進されているとありますので、その辺をもう少し御説明をいただきたいと思います。

私の伺うところでも東北工業大学でしたか、高橋恒夫さんという方のお話を聞いたことがあって、やはりその辺の歴史や文化も踏まえた、復興計画・まちづくりをして欲しいという想いをもって学生さんたちも入られて、そういう地域に対して働きかけを随分なされて、今くみ上げられて良かったみたいなお話しも伺っています。

今泉集落というような歴史・文化でも根こそぎ被害を受けてなくなってしまいましたが、その文化的取組が非常に全国からも支持されているということで、地域にも伝え、住民からも飛び回ったような、その辺はどのようにくみ上げられて活かされているのかなという、期待を込めて見守っていると思いますが、その辺御説明いただければ。

○事務局（都市計画課総括課長）

先ほども御説明させていただいたとおり、「明日へのまちづくり協議会」等の協議会を通じて、計画策定時だけではなく随時意見を取り入れながらやっている状況にあります。今日は陸前高田市さんも来られていますので、もう少し詳しいお話しを。

○事務局（陸前高田市復興局）

今、御質問ありました件でございますが、これまで計画策定時におきましても、今泉地区の歴史・文化を残しながら大路等々を整備しますということで進めております。

かつて伊達藩の時代の大肝入屋敷が今泉地区のシンボルとしてありましたが、現在この復元も重要だということで、地域の方々と、かつてのあった場所に再建できるように、仮換地もその場所にしております。

現在、財源等々の課題もございますが、再建に向けて進めているところです。また、今泉地区の方々と一緒に、今泉地区の景観やこれからのまちづくりをどうするかということ、今年度から先ほどのまちづくり協議会の方々と一緒に検討しようと立ち上げております。

そういう機会もございますので、今後、今泉地区らしさ、そしてこれからの町をどうしたらいいのか、歴史や文化を残しながら、それから生活という面では、お祭り等もありましたが、それらのお祭りがどのように復活できるか(ということを考えているところです)。

皆さんご存知かと思いますが、けんか七夕というのがございます。また、お盆には川を使った灯籠流しも行っております。それらを再現できるように、復活できるように現在整備を進めておりますので、ハード面それからソフト面でこの今泉地区と再生というものを考えていきたいということで現在検討しております。

○会長

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

4つの意見が出ておまして、事業計画に関するものとする意見につきましては1つ、そして、本件を採決するものとして整理されております。意見、以上でよろしいでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思います。

事務局からの説明のとおり、この意見を採択しないことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

異議なしという言葉をいただきましたので、御異議がないものと認め、この意見は、採択しないこととします。

以上で本日の審議会で予定していた事項は、すべて終了いたしました。御協力ありがとうございました。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

以上をもちまして、第181回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

次回は平成29年11月22日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。